



学校教育目標 「自立・協働・創造」

◎新型コロナウイルス対策→5類へ移行

連休中に安心安全メールの添付ファイルでもお知らせしましたように、本日5月8日から、新型コロナウイルス感染対策は、インフルエンザと同様の5類へ移行しましたので、対応もインフルエンザの際の対応とほぼ同様になります。

- ① 感染した場合の出席停止期間は5日間。
- ② 停止期間終了後は、全ての活動に参加可能。
- ③ 濃厚接触者としての対応は必要なし。
- ④ 感染への不安による欠席は合理的な理由があると判断された場合は欠席扱いにはしない。
- ⑤ 医師から「登校すべきでない」と診断した場合は欠席扱いにはしない。

※詳細については、メールで送った文書を裏面に記載しています。ご確認ください。

しかし、まだ状況によっては、様々な不安等を抱くことも想定されます。何か心配や不安な点が生じた際には遠慮なく学校の方へ相談してください

◎多数の参加ありがとうございました

(4/29 参観日・PTA総会・部活保護者会)

新型コロナ感染の影響が減少した状況になったこともあったと思いますが、本年度の参観日・PTA総会・部活動保護者会への参加者数は、ここ数年では一番多い状況でした。ありがとうございました。

今回の参観日は、

6月16日(金)の道徳参観日です。

この日は、本年度第1回目の「開かれた学校づくり推進委員会」と「学校運営協議会」も開催予定としており、地域の関係者の皆様にも多数参加をさせていただく予定です。平日ではありますが、午後から道徳授業参観を計画しています。どうか多数の保護者のみなさんの参加をお待ちしています。

★授業参観その他学校への通常来校について

～「保護者の来校は、いつでもOKです」～

保護者のみなさんは参観日等に限らず、いつでも参観OKですので、都合の良い時に来校し、生徒たちの様子をご覧ください。

ただ、不審者対策として、次のことへの協力をよろしくお願いします。

- 来校後は、まず事務室か職員室に声をかける。
- 事務室前に置いてある来校者用名札を首にかけ、来校者名簿に氏名を記入する。

◎携帯電話 学校持参 5/10 水～

カギを必ず持参してください!

前号でもお知らせしましたように、5月10日(水)から学校へ生徒個人の携帯電話を持参する対応がスタートします。

生徒玄関の中央に位置する下駄箱を改修し、個人ごとの携帯電話保管庫を設置しています。カギを忘れた場合は、まず職員室に携帯電話を預けてから教室へ移動してください

保管庫の並び方は、玄関入口に近い方から1年→2年→3年となっており、職員室側に向かって左側が1組、右側が2組となっています。

申請した生徒だけが使用可能です。

次のことを必ず守って下さい

- ① 必ず自分のカギを持参する。
- ② 自分の名前のある保管庫に、電源を切ってから携帯電話を入れてカギをかける。
- ③ 下校する時まで取り出せない。
- ④ 下校途中は、家族間以外には使用しない。
- ⑤ スクールバス内は使用禁止。

◎タブレット使用可能になりました

セキュリティの関係から、タブレットの使用を全面停止しておりましたが、連休明けからは使用できるように、土佐清水市教育委員会の方で対応をしてくれました。

本日から各教科の授業や、終学活前の10分間の補充学習時間帯(基礎タイム)、そして、毎日の宿題にも活用していきます。

生徒のみなさんは、次のことに注意して下さい。

【生徒のみなさんへ】

- タブレットは、今自分が使用していますが、自分のものではありません。あなたが卒業した後は、次の人が使うことを考えて使しましょう。
- タブレットはカバン等に入れて持ち帰りますので、カバンを乱暴に扱わないように気をつけましょう。
- 学校で指示された以外の設定を自分で勝手に変えないようにしてください。

アルミ缶回収へご協力ください!

学校グラウンドの西側の道路脇フェンス越しの内側のところに、「アルミ缶回収場所」を設置しています。

この収益はPTA特別会計に入り、生徒にとって有意義なものを購入する際に活用させていただきます。どうかご協力よろしくお願いします。

令和5年5月1日

保護者等の皆様へ

土佐清水市教育長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行することを受け、文部科学省及び県教育委員会から、新型コロナウイルス感染症における学校での対応が下記のとおり変更となると通知がありました。

つきましては、内容をご確認いただき、引き続き学校教育活動における感染症対策についてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 出席停止について

- 医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合を出席停止の扱いとし、**出席停止期間の基準は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と**なります。また、厚生労働省からは、発症後10日間を経過するまではウイルス排出の可能性のあることからマスクの着用が推奨されていますので、ご協力をお願いします。

2 感染した児童生徒について

- **出席停止期間が終了した児童生徒については、本人の体調に問題がなければ全ての学校教育活動への参加が可能**です。

3 同居家族に陽性者がいる児童生徒について

- 令和5年5月8日以降は、**濃厚接触者（自宅待機要請者）の特定は行われません。出席停止の必要もなく、本人の体調に問題がなければ、全ての教育活動への参加が可能**です。

4 感染が不安で休ませたい場合の出欠の取扱いについて

- **合理的な理由（地域や学校の感染状況や高齢者や基礎疾患のある方がいるなどの家庭・家族の状況など）があると学校長が判断する場合は、欠席とはしない取扱いとします。**

5 医療的ケア児及び基礎疾患がある児童生徒について

- **主治医の見解のもと、登校すべきでないと判断した場合は、欠席とはしない取扱いとします。**

児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理せず自宅で休養することが重要です。引き続き、ご家庭での児童生徒の体調管理へご配慮いただき、学校教育活動への参加については、児童生徒の体調を考慮し、ご家庭での判断を併せてお願いいたします。

また、同居家族に陽性者が発生した場合、学校への報告は必要ありません。この場合においても、ご家庭での感染対策や児童生徒の体調管理へご配慮いただきますよう併せてお願いいたします。